

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	小特集「国民投票運動におけるインターネット利用の規制」 <緒言>
他言語論題 Title in other language	Foreword: Special Issue on Regulations for Referendum Campaigns Using the Internet
著者 / 所属 Author(s)	小林 公夫 (KOBAYASHI Kimio) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 憲法調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	852
刊行日 Issue Date	2021-12-20
ページ Pages	1
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	国民投票運動におけるインターネット利用の規制について、英国、フランス、アイルランド及び米国（カリフォルニア州）の取組を紹介する 4 編の報告並びに解説記事による小特集を組んだ。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

小特集「国民投票運動におけるインターネット利用の規制」＜緒言＞

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 憲法調査室主任 小林 公夫

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号。以下「憲法改正手続法」という。）は、日本国憲法第 96 条に規定する憲法改正について、国会による憲法改正案の発議及び国民の承認に係る投票（憲法改正国民投票）の手続を具体的に定めたものである。

憲法改正手続法に関しては、制定時以来、法律の附則や国会における附帯決議において様々な課題についての検討が求められてきており、令和 3 年 6 月 11 日に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 76 号。以下「一部改正法」という。）附則第 4 条にも、いわゆる検討条項が設けられた。国は、同条に掲げられた検討事項について、一部改正法の施行（同年 9 月 18 日）後 3 年を目途に検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされている。

検討事項は、①憲法改正国民投票の投票人の投票に係る環境を整備するために必要な事項と②憲法改正国民投票の公平及び公正を確保するために必要な事項に大別されており、②の例として、a) 憲法改正国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為）又は憲法改正案に対する賛否の意見表明のためのインターネット等を利用する方法による有料広告の制限及び b) 憲法改正国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策が明記されている（一部改正法附則第 4 条第 2 号イ及びハ）。

そもそも憲法改正国民投票運動は原則自由とされた上で、広告については投票日前 14 日間のテレビ・ラジオによる広告放送のみが禁じられている（憲法改正手続法第 105 条）。ところが、憲法改正手続法の制定時には見送られたインターネットを利用した憲法改正国民投票運動についても規制が必要ではないかとの問題提起が行われるようになり、令和元年 5 月にはその適正化を図るための規定等を含む憲法改正手続法の改正案も提出されている（第 198 回国会衆法第 9 号。令和 3 年 10 月 14 日に衆議院が解散されたことに伴い審議未了廃案）。一部改正法附則の検討条項に前述の a) 及び b) が盛り込まれたのは、このような経緯による。

我が国では、憲法改正国民投票はもとより、全国規模のレファレンダム（国民投票）の実施例はないが、諸外国の中にはレファレンダムの実績を積んでいる国もある。今回の小特集では、英国、フランス、アイルランド及び米国（カリフォルニア州）の各国について、国民投票（レファレンダム）運動におけるインターネット利用の規制に向けた取組を紹介する。なお、ニュージーランドの取組については、本誌 851（2021 年 11 月）号に掲載の南亮一「ニュージーランドの国民投票制度—概要及び広告規制—」⁽¹⁾で触れている。各国の特徴等については、次稿の解説記事を御参照いただきたい。

この小特集が、憲法改正国民投票運動等におけるインターネット等の利用の在り方を検討する際の一助となれば幸いである。

(1) 南亮一「ニュージーランドの国民投票制度—概要及び広告規制—」『レファレンス』851号, 2021.11, pp.109-141. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11884865_po_085105.pdf?contentNo=1>